

令和2年度補正予算「農業労働力確保緊急支援事業」のうち
【農業機械等導入事業】

Q&A 集

令和2年5月11日

5 機械等導入事業

(1) 総論

問	答
1 本事業の背景、目的は何か。	新型コロナウイルス感染症の影響により生じた外国人材の入国制限等による人手不足を解消して農業生産を維持するとともに、将来の農業生産を支える人材を育成するため、援農又は就農のための研修を実施する農業大学校、農業高校、JA等の研修機関に対し、必要となる研修用農業機械及び農業設備の導入を支援するものである。
2 事業の内容いかな。	援農又は就農のための研修を実施する研修機関が、必要となる研修用の農業機械及び農業設備を導入する際に、 補助率：1 / 2以内 上限：5,000 万円 / 1 事業実施主体 により支援。 なお、補助残分に対しては、都道府県に交付される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することも可能。

(2) 事業実施主体及び実施計画の提出について（実施要綱第2、第7関係）

問	答
1 都道府県の役割いかん。 1-2 事業実施計画はどのように作成し、提出すればよいか。 1-3 農業高校の事業実施計画書は都道府県の農林担当部局で取りまとめるのか。	本事業は都道府県を補助事業者とする間接補助事業である。 補助事業者である都道府県は、都道府県内の事業実施主体からの事業要望等の取りまとめ、国から交付された補助金の事業実施主体への交付等、交付要綱や事業要綱に基づく国への実績報告等の事務を行う役割を担っている。 各事業実施主体は、事業実施計画書（別記様式第1号）に必要事項を記載し、都道府県に提出する。 都道府県農林水産部局で取りまとめることとする。
2 都道府県以外ではどのような者が事業実施主体になるのか。	都道府県以外では、 ・市町村（市町村の機関が研修を実施する場合） ・民間団体（JAの研修機関や民間の学校など） が対象である。
3 新型コロナウイルス感染症の影響により生じた人手不足を解消するため、将来の農業生産を支える人材を育成するための研修を実施する機関も事業実施主体になりえるのか。	可能である。

2 中古の機械等でも良いのか。	新品の農業機械等を補助対象としており、中古は補助対象外である。
3 機械・設備のリースを活用してもよいか。	購入経費を補助対象としており、リース経費は補助対象外である。
4 事業実施主体が第三者に貸し付けができていないが、第三者としてどのような形態を想定しているのか。地域の援農を受け入れる農業経営体でもよいか。	<p>例えば、県が事業実施主体となり農業機械を所有し、研修実施地域や研修開催期間に応じた、県内で効率的・効果的に研修を実施するため、教育機関や公社、JA、民間の研修機関などに貸し付けるケースを想定している。</p> <p>なお、貸付の対象となる第三者として、研修ではなく事業を行う農業経営体は想定していない。</p>
5 緊急的な事業であるため、競争入札ではなく随契で購入してもよいか。	競争入札が実施できない場合は、複数の業者から見積書を提出させ、より導入費用の低い業者から購入するなど事業費の低減に努めることとする。
6 農業大学校、農業高校に導入した農業機械を学校以外の農場で研修を実施してもよいか。	本事業で導入する機械・設備は、事業実施主体が所有することとなるが、導入した機械・設備を使用した研修の実施場所については、合理的な理由があれば、必ずしも事業実施主体の所在地に限定するものではない。
7 研修について、年間受講者数を 15 名以上確保しないといけないのか。	研修については、一定程度効果を上げる必要があることから年間受講者数を 15 名以上確保していただくことが望ましいが、必ず 15 名以上確保しないといけないということではない。
8 本事業を活用して導入した農業機械等は研修以外で使用してはいけないのか。	研修に使わない時間帯や曜日など機械等の遊休期間において、研修実施機関において別の農業研修に使用する場合は、機械等の有効活用の観点から認めるが、研修以外の事業に活用することは認められない。